

六 篠 会 会 則

1. 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、神戸大学農学部六篠会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の連絡を密にし、親睦を図るとともに、神戸大学における農学分野の発展に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、会報及び名簿の発行、農学分野の教育、研究活動に対する援助、その他必要な事業を行う。

2. 組 織

(会 員)

第 4 条 本会は、次の各号に挙げる会員をもって組織とする。

(1) 正会員

ア 旧兵庫農科大学を卒業した者

イ 旧兵庫県立農業短期大学を卒業した者

ウ 神戸大学農学部を卒業した者

エ 旧神戸大学大学院農学研究科を修了した者

オ 神戸大学大学院自然科学研究科（農学系）を修了した者

(2) 特別会員

ア 旧兵庫農科大学に勤務した者

イ 旧兵庫県立農業短期大学に勤務した者

ウ 神戸大学農学部に勤務した者及び勤務する者

エ 神戸大学大学院自然科学研究科（農学系）に勤務した者及び勤務する者

(3) 準会員

ア 神戸大学農学部に在籍する者

イ 神戸大学農学部大学院自然科学研究科（農学系）に在学する者

(4) 名誉会員

本会に功績があり、役員会の推薦を受けて、代議員総会の承認を得た者

(5) 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会への入会を申し出た個人又は団体で、代議員総会の承認を得た個人又は団体

3. 役員及び代議員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事2名。

- 2 役員は、正会員の中から代議員総会において選出する。
- 3 会長、副会長及び理事は、監事を除く役員の互選により選出する。

(職務)

第6条 役員は、役員会を構成し、会務を審議し執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順位により、その職務を代行する。
- 4 理事は、会長の命により会務を処理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(代議員)

第7条 本会に代議員を置く。

- 2 代議員は、正会員の中から各学科、鶴陵会及び各支部から若干名を総会において選出する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年、代議員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員及び代議員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 3 役員及び代議員が、辞任したとき、又は任期が満了したときは、後任者が就任するまで引き続きその職務を行わなければならない。ただし、役員および代議員が、事情により職務の遂行が不可能となり、かつ後継者の選任に急を要するときは、代議員総会において、監事を除く出席者の4分の3以上の同意により、後任者を選出することができる。

(解任)

第9条 役員及び代議員にふさわしくない行為があったときは、代議員総会において、監事を除く出席者の4分の3以上の同意により解任することができる。

(職員)

第10条 本会の会務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は会長が任免し、有給とすることができる。

4. 役員会及び代議員総会

(役員会)

第11条 役員会は役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第12条 役員会は、会長が招集する。

- 2 理事の過半数又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、速やかに役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書を持って通知しなければならない。

(役員会の議長)

第13条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第14条 役員会は、役員（監事を除く）の過半数（委任状を含む）の提出がなければ、開会することができない。

(役員会の議事)

第15条 役員会の議事は、出席した役員（監事を除く）の過半数の同意をもって決し可否同数のときは、議長の決すところによる。

(代議員総会)

第16条 代議員総会は、役員及び代議員をもって構成し、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員の選出に関する事項
- (2) 事業計画の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 入会金、会費、寄付金品、その他収入に関する事項
- (5) 名誉会員及び賛助会員の承認
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(代議員総会の招集)

第17条 定期代議員総会は、毎年4月に会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたとき、又は代議員の5名以上から要求があったとき、若しくは正会員の50名以上から要求があったときは、会長は速やかに代議員総会を招集しなければならない。
- 3 代議員総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(代議員総会の議長)

第18条 代議員総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(代議員総会の定足数)

第19条 代議員総会は、役員（監事を除く）及び代議員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ、開会することができない。

(代議員総会の議決)

第20条 代議員総会の議事は、出席した役員（監事を除く）及び代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。ただし、監

事は議決に参加しないものとする。

5. 総 会

(総 会)

第21条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 代議員の選出に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) 代議員総会において、総会の議決が必要であると認められた事項
- (4) 代議員総会にかかる議決事項

(総会の召集)

第22条 総会は、4年毎に開催する。

- 2 会長が必要と認めたとき、又は代議員総会で必要と認めたときは、会長は、速やかに総会を召集しなければならない。
- 3 総会を召集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

第24条 総会の議決は、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし監事は議決に参加しないものとする。

6. 資産及び会計

(経 費)

第25条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第26条 資産は、役員会の決議によって定める方法により、会長がこれを管理する。

- 2 資産のうち、現金は、郵便官署又は確実な金融機関に預け入れ、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第29条 本会の収支決算は、年度終了後速やかに、監事の監査を経て、代議員総会の承認をえなければならない。

7. 雑 則

(事務局)

第30条 本会の事務局は、当分の間、神戸大学農学部に置く。

(委任)

第31条 本会則の施行について必要な事項は、役員会（監事を除く）の決議を経て、会長が定める。

附 則

本会則は、昭和50年11月23日から施行する。

附 則

- 1 本会則は、平成8年10月26日から施行する。
- 2 本会則の施行の際、現に在任する役員の任期は、なお従前の例による。
- 3 本会則の施行後、最初に任命される代議員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

本会則は、平成13年5月19日から施行する。